

都市計画道路事業の概要と効果

これまで、皆さまのご協力により進めてまいりました守山本通線及び小幡西山線の都市計画道路事業について、新たな区間での整備に着手します。

守山本通線の延長：6,490m（東区矢田東～守山区大森五丁目）

小幡西山線の延長：6,810m（守山区小幡四丁目

～名東区西山本通 3 丁目）

整備の効果

現在事業中の小幡西山線との交差点を整備するとともに、矢田駅周辺から小幡駅周辺を経由して尾張旭市に至る通称「瀬戸街道」の拡幅を行います。

また、無電柱化により、災害時の緊急車両の通行ルートを確保します。



本整備区間の事業計画

この度、守山本通線を両側に拡幅し、歩道を広げて、安全な道路に整備します。

また、交差する小幡西山線も歩道を整備し、交差点の安全性を確保します。

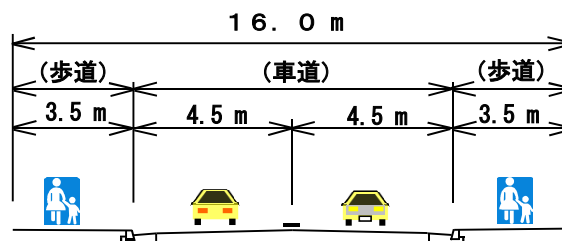
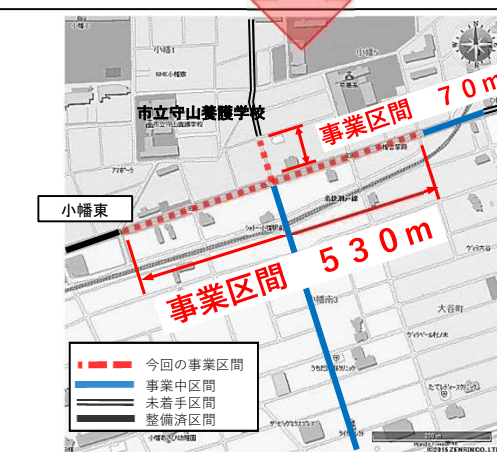
<守山本通線> 区間 小幡一丁目～小幡五丁目
延長 530m、幅員 16m（現況13.8m）

<小幡西山線> 区間 小幡五丁目地内
延長 70m、幅員 16m（現況5.0m）

拡大図面は資料 3 をご覧ください

断面の計画

車道は片側 1 車線で、センターラインを設置します。
両側の歩道を拡幅して安全を確保します。



事業の流れ

用地測量

今回ご案内する内容
道路の整備に必要な土地の位置および面積を確定します。

詳細は資料 2 をご覧ください

事業着手

令和 5 年度（予定）

物件調査

次回以降ご説明する内容
補償の算定に必要な建物等の調査をさせていただきます。

用地交渉・取得

土地価格や建物等の補償額について個別に内容を説明し、了解が得られましたら契約締結いたします。

工事

水道管や下水管などを埋設してから、排水施設や舗装などを施工します。

事業完了

完了年度未定

よくあるご質問

Q 私の土地は、どれくらいの範囲が道路整備に必要なのですか？

A このたび測量作業を実施し、お立会いのうえで土地の位置や面積を確定しますので、その後に範囲をお伝えいたします。

お問い合わせ先

<事業に関すること>

○ 緑政土木局 道路建設課 道路係
電話：052-972-2864

<測量に関すること>

○ 緑政土木局 道路建設課 用地測量係
電話：052-972-2835

用地測量の目的

都市計画道路の整備に必要な土地の位置および面積を確定します。

用地測量の流れ

令和4年 7月 ○測量作業のお知らせ

- 敷地へ立ち入りをお願いする可能性がある方々へ、「測量作業のお知らせ」を配布し、現地にお住まいの方々へは、市職員が測量業者とともに顔合わせを兼ねたご挨拶に伺います。

令和4年 7月 10月 ○広範囲な測量 (右図：赤枠にて囲まれた区域)

- 主に道路上において、土地の現況を広範囲に測量します。
- 皆さまの敷地へ立ち入りさせていただき、測量を行うことがあります。

○詳細な測量 (右図：青色の土地)

- 道路の整備に必要な土地境界を調査するため、皆さまの土地へ立ち入りさせていただき、詳しく測量を行います。

令和4年 11月 12月 ○境界立会

- 右図：青色の土地（事業対象地および隣接地）をお持ちの皆さまには、現地にて土地境界の立会確認をお願いいたします。

※立会をお願いする箇所については下のイメージ図参照

令和4年 12月 ○杭等の設置

- 境界立会によりご了承いただいた土地境界には、境界杭（例1）を設置します。
- 都市計画道路の整備に必要な土地の範囲を示す位置には、幅杭（例2）を設置します。

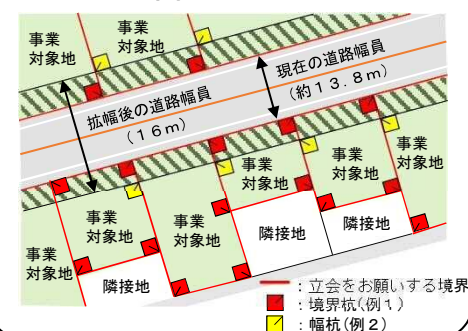
例1：境界杭



例2：幅杭

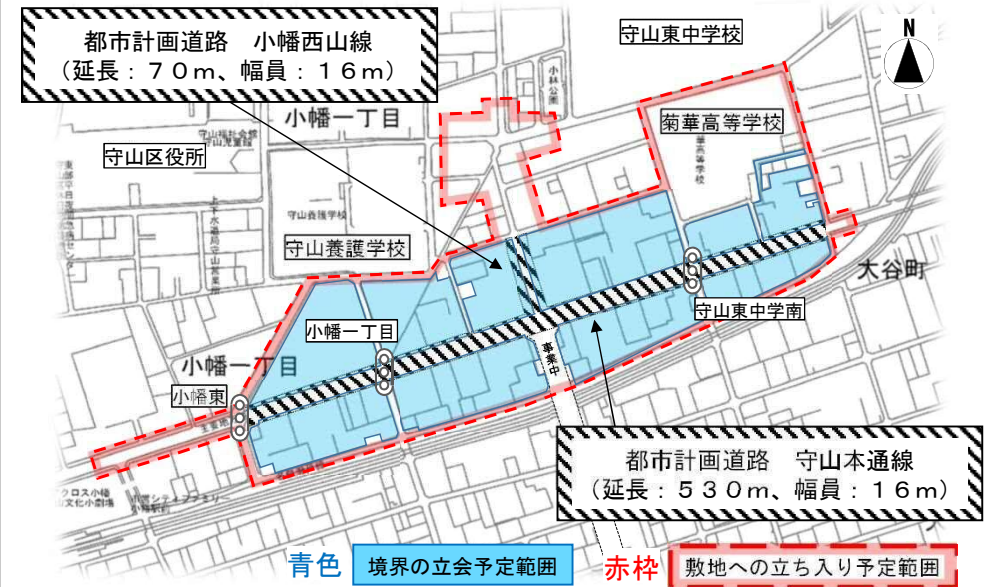


※イメージ図（一般例）



用地測量の範囲

※以下の図面は、整備に必要な土地の範囲を概略的に示しております。
皆さまの土地・建物のどの範囲が整備に必要なものかについては、用地測量を実施することによりお示しすることができるようになります。



皆さまにお願いしたいこと

○赤枠で囲まれた区域にお住まいの皆さまへ

- 測量作業に伴い、皆さまの敷地へ立ち入りが必要となりますのでご了承ください。
- 敷地へ立ち入る際は、その都度、業者より、ご自宅の皆さまへお声掛けをさせていただきますので、ご協力をお願いします。

○青色の土地をお持ちの皆さまへ

- 現地にて、土地境界の立会確認をお願いします。
- 境界立会の際、境界案をご提示するため、事前に現地へマーカー（写真1）や木杭（写真2）を設置する場合がございます。
- 境界立会をお願いする1ヶ月ほど前に、立会の日時や場所などを記載した案内文を郵送いたします。（ご都合の悪い場合は、別途調整をさせていただきます。）



<測量業者について>

- 測量業者は、「名古屋市の腕章」、「本市発行の身分証明書」を常時着用・携行しております。



名古屋都市計画道路 3・4・108号 守山本通線
名古屋都市計画道路 3・4・68号 小幡西山線

